平成２９年（フ）第１８４号
奈良県大和郡山市額田部北町585番地　プレアリー昭和102号室
債務者　柴垣　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９７号
奈良県大和郡山市山田町1287－７、住民票上の住所奈良市青山５丁目１番地の６
債務者　市川　晶子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号
鳥取県倉吉市桜327番地（旧住所東京都西東京市東伏見５丁目４番５－306号）
債務者　松井　健太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第７０号
鳥取県米子市富益町184番地14
債務者　田村　伸美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４６号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地７　鴨島呉郷842、旧住所徳島県吉野川市川島町児島字東須賀131番地１　夕陽ヶ丘団地３棟205号
債務者　小川内　薫
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
愛媛県松山市久万ノ台257番地１　第95杉フラット407号
債務者　大野　泰洋
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４号
愛媛県松山市久万ノ台257番地１　第95杉フラット407号
債務者　大野　　舞
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４９号
愛媛県松山市北吉田町1005番地42　ユーミーＫＡＷＡＫＵＢＯ407号
債務者　仲若　俊介
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
愛媛県松山市北吉田町1005番地42　ユーミーＫＡＷＡＫＵＢＯ407号
債務者　仲若　愛子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
愛媛県松山市久保田町12番地　フレグランス久保田Ｃ－101号
債務者　谷口　雅己
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７３号
愛媛県松山市南江戸６丁目８番14号　大峰団地１棟26号
債務者　岩﨑　　**隆**
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
愛媛県新居浜市松の木町12番32号、前住所愛媛県新居浜市清水町11番36号
債務者　兵藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７５号
愛媛県新居浜市寿町２番39号
債務者　高津　裕成
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地６－３－１
債務者　飯川　亮太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地６－３－１
債務者　飯川美千代
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１３１号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1829番地の13
債務者　田中　賢一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
宮崎市祇園２丁目44番地１　プロムナード祇園303号、前住所宮崎県延岡市日の出町１丁目11番地１　メゾンいけべ103
債務者　横山　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係